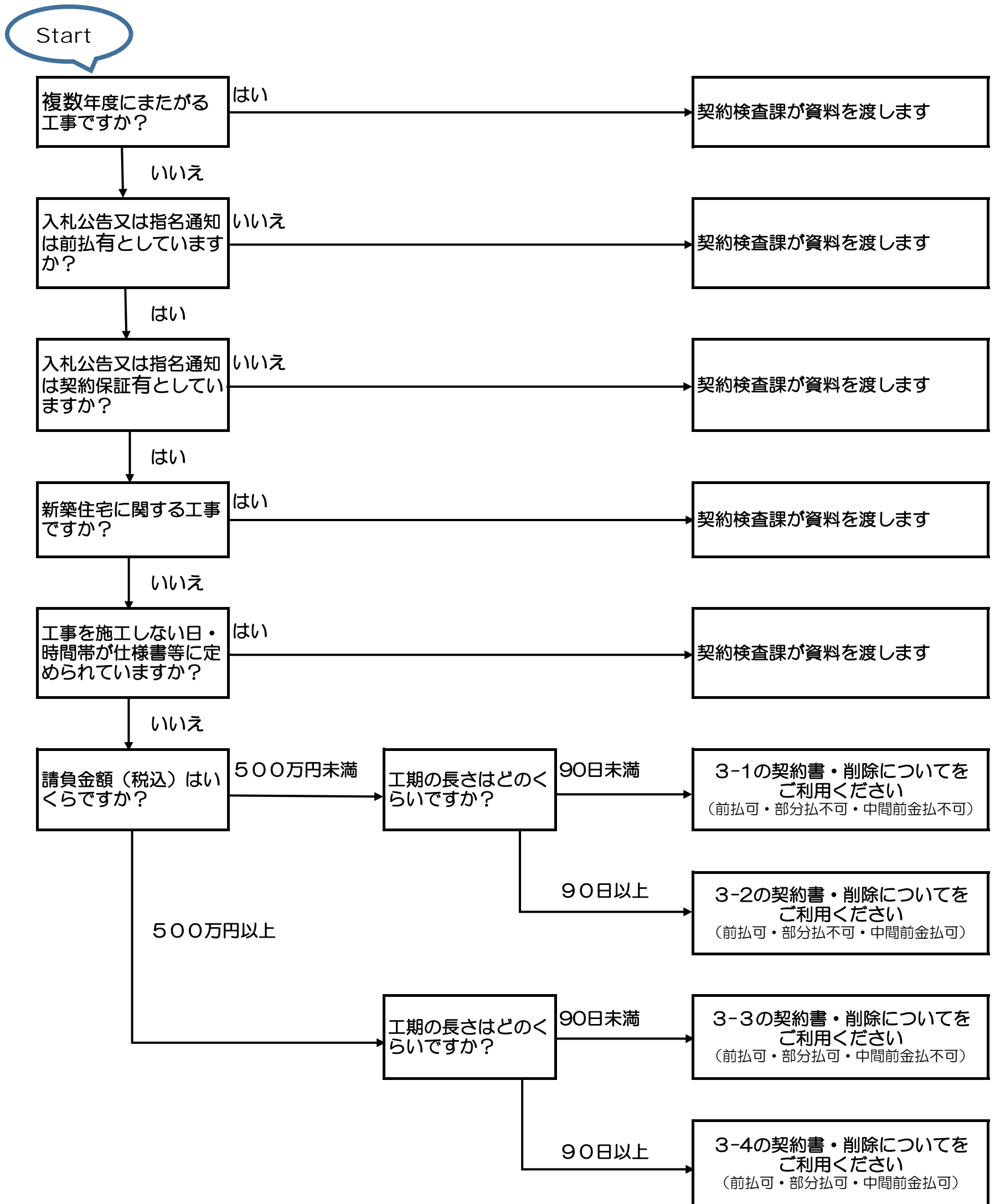


早見表 (契約検査課発注の建設工事)



☆注意事項☆

- ・この早見表はあくまで原則を示したものであり、市が発注する全ての建設工事に該当するものではありません。
- ・前払や部分払等は任意規定であり、必ず請求しなければならないものではありません。
- ・部分払と中間前金払は併用不可のため、請求時にどちらか選択してください。
- ・中間前金払いの請求には条件がありますので、工事発注課に確認してください。
- ・ご不明な点がありましたら契約検査課までご相談ください。